

平成十一年自治省令第一号

在外選挙執行規則

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条第一項並びに公職選挙法施行令（昭和二年五月政令第八十九号）第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の七第一項第三号、第三号及び第四項、第二十三条の八第一項、第二百三十三条の十第一項、第二百三十四条第二項、第二百三十三条の十七第一項、第二百五十五条の五第二号、第六十五条の十一第一項並びに第六十五条の規定に基づき、在外選挙執行規則を次のように定める。

目次

第一章 在外選挙人名簿（第一条—第三条）
第二章 在外投票（第十五条の三—第二十六条）
第三章 在外投票（第十五条の二）
第四章 補則（第二十七条）
附則

第一章 在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿の様式等）

第一条 在外選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

第二 法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿は、当該五年法律第百号。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

第三 在外選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

第四 在外選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

第五 在外選挙人名簿（抄本及び磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿）を記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

第六 在外選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

第二条 削除

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二条の二 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第三条の二から第三条の四

までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

前項において準用する公職選挙法施行規則第三条の二第二項の文書及び第三条の三第二項の文書は、別記第二号様式の二及び別記第二号様式の三に準じて作成しなければならない。

（在外選挙人名簿が磁気ディスクをもつて調製されている場合に閲覧させる事項）

第三条

法第三十条の十二において準用する法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項の規定により在外選挙人名簿に記録されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

第二章 在外選挙人名簿の登録等

（在外選挙人名簿登録申請書の様式等）

第四条 法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請書（以下「在外選挙人名簿登録申請書」という。）は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。

（在外選挙人名簿登録申請書の様式等）

第五条 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証、令第六十五条の十一第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他の市町村の選挙管理委員会が交付する文書（以下「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外選挙人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届（同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する情報を含む。以下単に「在留届」という。）に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所（以下「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下「住所以外の送付先」という。）において受け取ろうとする場合においては、在外選挙人名簿登録申請書に記載する事項を記載した書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

（同居家族等を通じて行う旅券等の提示）

第六条 第二号の二 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外選挙人名簿登録申請者以外の者（日本国籍を有する者に限る。以下「同居家族等」という。）

2 在外選挙人名簿登録申請者が、令第二十三条の三第一項の規定により同居家族等を通じて旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を證明する書類である）を提示しよ

うとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録申請者が署名をした別記第五号様式の二による申出書を領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第六条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

（旅券等）

認められる特別の事情がある場合においては、領事官は、これらの書類に代えて当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を證明する資料として適當と認めるものの提示又は提出を求めてることができる。

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第六条 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 住所以外要件期間（令第二十三条の三第一項第一号に規定する住所以外要件期間をいう。次号に

二号に規定する住所以外要件期間をいう。次号に

三号に規定する住所以外要件期間をいう。）が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者が領事官に管轄区域内外に旅券を提示しなければならない。

（法第三十条の五第三項第一号に定める日を以降の三月前までの号において同じ。）の三月前

（旅券等）

る場合、住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条又は第一百七条の二の規定による届出が領事官にされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第一百八条又は第一百十条の規定による届出が領事官にされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第七条 第二十二条の三第五項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人名簿登録申請書の様式等）

第七条の二 法第三十条の五第四項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請書（以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、投票用紙等を国外における住所以外の送付先において受け取ろうとする場合には、在外選挙人名簿登録移転申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。（受任者を通じて行う旅券等の提示）

第七条の三 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録移転申請者から委任を受けた者（以下「受任者」という。）と登する。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者が、令第二十三条の三の二第一項の規定により受任者を通じて次条に定める書類を提示しようとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録申請者が署名をした別記第五号様式の三による申出書を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 令第二十三条の三の二第一項第一号に掲げる外選挙人名簿登録移転申請者の次条に定める書類を提示した受任者は、市町村の選挙管理委員会に対して、国又は地方公共団体が交付した書類であつて当該者の写真を貼り付けてある書類その他の市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類を提示しなければならない。（在外選挙人名簿への登録の移転の申請のとき）

（提示する書類）

第七条の四 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外選挙人名簿登録移転申請者がやむを得ない理由により前号に掲げる書類を提示することができる場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ 日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

（在外選挙人名簿登録移転申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第七条の五 令第二十三条の三の二第一項第二号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第七条の六 令第二十三条の三の二第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の四に準じて作成しなければならない。

一 令第二十三条の三の二第一項第一号に掲げる外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条又は第一百七条の二の規定による届出がされているとき。

イ 氏名 戸籍法第六十六条、第七十条、第九十七条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第七条の七 令第二十三条の五の二第一項の規定による国外における住所に関する意見の求め（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法）

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第一百八条又は第一百十条の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第七条の八 令第二十三条の五の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、生年月日及び法第三十条の五第四項に規定する国外転出届に転出予定期として記載された日その他必要な事項とする。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を述べる方法）

二 住所以外の送付先 当該選挙人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在外選挙人証に新たに記載する場合には、当該選挙人に係る在留地（在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限る。）が提出されているとき。）

一 国外における住所 当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第七条の九 令第二十三条の五の二第二項に規定する外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対し述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、外務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法又は書類を送付する方法によつて行うものとする。

（在外選挙人証の記載事項の変更）

第八条 令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

2 選挙人が投票用紙等を住所以外の送付先において受け取ろうとする場合においては、令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

3 在外選挙人証は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第九条 令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、第十一条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 外選挙人証の記載事項は、住所以外の送付先とする。

3 令第二十三条规定する総務省令で定める事項は、当該各号に定めるときとする。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、令第二十三条の七第五項の規定において読み替えて準用する令第二十三条の四第一項の規定による調査、法第三十条の十三第一項の規定による本籍地の市町村長からの通知又は同条第二項の規定において準用する法第二十九条第一項の規定による通報その他により、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外選挙人証の記載事項を変更しなければならないことを知つた

場合は、令第二十三条の七第六項若しくは令第二十三条の八第三項若しくは第十一條の二第二項の規定により在外選舉人証を交付しようとするときは、令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選舉人証に必要な記載をしようとするときに、職權で当該変更に係る事項の記載をすることができる。

(在外選舉人証の再交付等)

第十一條 令第二十三条の八第一項第三号に規定する總務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第二十三条の八第六項の規定により在外選舉人証に記載事項の変更に係る事項の記載をする場合において、当該変更に係る事項の記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合とする。

二 在外選舉人証の投票用紙等の交付に関する記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

三 登録されている在外選舉人名簿の属する市町村の選舉管理委員会の名称又は衆議院小選舉区選出議員の選舉区の変更があつた場合

令第二十三条の八第一項の規定による在外選舉人証の再交付の申請書(令第二十三条の七第二項の規定による在外選舉人証の記載事項の変更の届出を令第二十三条の八第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む)及び令第二十三条の人第二項において準用する令第二十三条の七第四項に規定する總務省令で定める書類は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

(帰國後の在外選舉人の在外選舉人証の再交付)

第十一條の二 在外選舉人名簿に登録されている選舉人(令第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、国内の市町村において住民票が新たに作成されたものは、令第二十三条の八第一項各号のいずれかに該当する場合には、国内の住所を証するに足りる文書を添えて、その登録されている在外選舉人名簿の属する市町村の選舉管理委員会に在外選舉人証の再交付を申請することができる。

2 市町村の選舉管理委員会は、前項の規定による申請に基づき在外選舉人証を再交付する場合においては、直接に、又は郵便等をもつて、同項の規定による申請をした者に、当該在外選舉

人証を交付しなければならない。この場合において、当該在外選舉人証には、当該選舉人が帰国している旨を記載するものとする。

3 第一項の規定による在外選舉人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

(職權による在外選舉人証の再交付)

第十二條 市町村の選舉管理委員会は、令第二十三条の八第一項第二号又は第三号に掲げる場合には、第十一條の三号に規定する在外選舉人証を再交付する

3 第一項の規定により在外選舉人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

(職權による在外選舉人証の再交付)

4 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち參議院比例代表選出議員の選舉に用いるものは、公職選舉法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二条の二に準じて調製しなければならない。

5 市町村の選舉管理委員会の委員長は、令第六十五条の十一第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

2 在外選舉人証の再交付する場合は、第十一條の三号に規定する在外選舉人証を再交付する

3 第一項の規定により在外選舉人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

(在外選舉人証受渡簿の記載事項等)

第十三條 令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選舉人証等受渡簿に記載しなければならない總務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める事項とする。

1 在外選舉人名簿登録申請者 当該者の性別、申請の時(法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この号において同じ。)の国外における住所及びその登録されている在外選舉人名簿の属する市町村の区別

(当該市町村が在外選舉人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか当該申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。)並びに当該領事官が在外選舉人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他の在外選舉人名簿の登録に係る事務処理の明細

2 在外選舉人名簿登録移転申請者 当該者の性別、法第三十条の六第四項に規定する在外選舉人証に記載された国外における住所及び最終住所地における在外選舉人名簿に属する旨その他在外選舉人名簿の登録に係る事務処理の明細

(在外選舉人名簿の表示を消除された後に再び提出されたものであつて總務省令で定める者)

3 前項の文書は、別記第十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

2 在外投票
(在外選舉人名簿の表示を消除された後に再び提出されたものであつて總務省令で定める者)

(在外選舉人名簿の表示を消除された後に再び提出されたものであつて總務省令で定める者)

3 前項の文書は、別記第十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

2 在外公館の長は、令第六十五条の三第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票で投票用封筒の交付を受けた場合(次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。)においては、投票用封筒の表面に当該選舉人の氏名及び在外選舉人証の交付番号を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、令第六十五条の三第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票で投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選舉人の在外選舉人証の交付番号及び登録されている在外選舉人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

3 令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票用紙に公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選舉にあつては衆議院名簿届出政黨等の法第八十六条の二第二項の規定による届出に係る名称又は略称、參議院比例代表選出議員の選舉にあつては公職の候補者たる參議院名簿登載者の氏名又は參議院名簿届出政黨等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)を記載した者は、投票用封筒の表面に選舉人の在外選舉人証の交付番号及び登録されている在外選舉人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

4 在外公館の長は、令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選舉管理委員会の委員長は、令第六十五条の十一第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

2 在外選舉人名簿の記載事項の修正に關し通知

(在外選舉人名簿の記載事項の修正に關し通知)

第十四条 令第二十三条の十四第三項に規定する總務省令で定める事項は、在外選舉人名簿に登

録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

(在外選舉人証交付記録簿の様式等)

第十五条 令第二十三条の十七第一項の總務省令で定める事項は、在外選舉人名簿に登録される者の性別及びその登録されている在外選舉人名簿の属する市町村の区別とする。

(在外選舉人証受渡簿の抄本(次条において「在外選舉人証交付記録簿」という。)は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

2 在外選舉人証受渡簿の抄本(次条において「在外選舉人証交付記録簿」という。)は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選舉人証交付記録簿の閲覧の申出)

3 第一項の規定により在外選舉人証の再交付するときは、令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選舉人証を再交付する

3 第一項の規定により在外選舉人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

(職權による在外選舉人証の再交付)

2 在外選舉人証の再交付する場合は、第十一條の三号に規定する在外選舉人証を再交付する

3 第一項の規定により在外選舉人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

(在外選舉人証受渡簿の記載事項等)

第十三條 令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選舉人証等受渡簿に記載しなければならない總務省令で定める事項は、申出に係る選舉人の氏名とする。

2 法第三十条の十四第一項の規定による在外選舉人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第五条第一項各号に掲げるいづれかの書類を提示して、文書でなければならない。

(在外選舉人名簿の表示を消除された後に再び提出されたものであつて總務省令で定める者)

3 前項の文書は、別記第十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

2 法第三十条の十四第二項に規定する在外選舉人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第五条第一項各号に掲げるいづれかの書類を提示して、文書でなければならない。

(在外選舉人名簿の表示を消除された後に再び提出されたものであつて總務省令で定める者)

3 前項の文書は、別記第十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

用封筒の交付を請求した選挙人の氏名及び在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

(在外投票用封筒の様式)

第十七条 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選舉に用いるものは、別記第十三号様式その一によるものとする。

2 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選舉に用いるものは、別記第十三号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選舉に用いるものは、別記第十四号様式その一によるものとする。

4 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選舉に用いるものは、別記第十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

(投票用紙等請求書の様式)

第十八条 令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(点字投票である旨の表示)

第十九条 令第六十五条の三第四項の規定による点字投票である旨の表示は、公職選舉法施行規則第七条に規定する様式に準ずるものでなければならない。

2 前項の表示は、投票用紙の表面（片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面）にしなければならない。

第二十条 令第六十五条の五第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第四十九条の二第一項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類であつて、第五条第一項第一号に掲げる書類（同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあっては、同項第二号のイに掲げる書類）とする。

2 投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる

書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式)

第二十一条 令第六十五条の七第一項に規定する他の適當な封筒は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)

第二十二条 令第六十五条の八第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調書は、別記第十七号様式に準じて調製しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒を発送する日)

第二十三条 令第六十五条の十一第一項に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じて当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員の総選挙 衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日

二 参議院議員の通常選挙 参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日

三 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日

(投票用紙及び投票用封筒の記載)

第二十四条 在外公館の長は、令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第六十四条第二項又は令第六十五条の十七第二項の規定により選挙人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令第六十五条の三第三項の規定により当該選挙人に對して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の記載をしなければならない。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月一日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という）以後にその期日を公示されれた選挙に係る再選挙及び補欠選挙に適用する。ただし、第三章の規定は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則

(公職選舉法施行規則の適用)

第二十七条 在外選挙の執行に關し必要な事項については、この省令に定めるものほか、公職選挙法施行規則の定めるところによる。

附 則

(平成一五年三月二八日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年三月二八日総務省令二八号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一二年一一月二七日自治省令第五六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

第二十五条の二 令第六十一条第四項に規定する在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第二十六条 法第三十条の三第一項に規定する指定在外選挙投票区における投票録の様式

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第二十七条 法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

3 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

2 1 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年二月三日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年三月二八日総務省令二八号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第二十五条 令第六十五条の十九第二項に規定する在外投票に関する調書は、別記第十八号様式に準じて調製しなければならない。

第七号

附 則 (平成一二年三月一〇日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第二十五条の二 令第六十一条第四項に規定する在外投票に関する調書の様式

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第二十六条 法第三十条の三第一項に規定する指定在外選挙投票区における投票録の様式

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第二十七条 法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

3 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

2 1 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年二月三日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日総務省令二八号)

この省令は、平成十五年三月二八日総務省令二八号

附則（平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十一月一日）から施行する。

2
この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定(同規則別記第四号様式の三の規定を除く。)及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二〇〇九年一月一日総務省令第一三〇号）
この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則(平成二〇年一〇月一日総務省令
第三〇号)

附則（平成五年〇月〇日総務省令第一三〇号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成二五年一〇月一日総務省令第一三一号）

二の省令は、
公職選挙法
一
部
第
二
十
九
条
の
去
る

この場合による文書後に公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

二ノ省令ニ付る教正後ノ公職選挙法施行規則

及び在外選舉執行規則の規定（同規則別記第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は參議院議員の選舉について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は參議院議員の選舉については、なお從前の例による。

道家思想研究

附 則（平成一八年一〇月二七日総務省
令第一二三号）抄

二の省略法

一 第二条中在外選挙執行規則第四条の二第二
各号に定める日から施行する。

第十一條 甲在外學習數字規則

第二条の外は、第一項の規定に依る。第六条の改正規定、同条の次に二条を加える

第六集(西王母篇)

改正規定、同規則第七条から第九条までの改正規定、同規則第十一一条第一項に一号を加える改正規定、同規則第十四号様式の改正規定

故王見三
同見四
已第四
子兼代
之故三見

る改正規定 同規則別記第四号様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに同規則別記第五号様式及び第六号様式か

ては同規則別語第五号様式及び第六号様式が

ら第十一号様式までの改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定 平成十九年一月一日

二 第二条中在外選挙執行規則附則第三条を削る改正規定及びに同規則別記第十五号様式及び第十七号様式の改正規定並びに附則第三項及び第七項の規定 平成十九年六月一日

第二条による改正後の在外選挙執行規則(以下「新在外選挙執行規則」という。)の規定(新在外選挙執行規則第二条の二から第十二条まで、第十五条から第十六条まで、別記第二号様式の二、第二号様式の三、第四号様式から第五号様式まで及び第八号様式から第十一号様式の二までを除く。)は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、同号に掲げる規定の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は公示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際、第二条による改正前の在外選挙執行規則別記第四号様式によって作成された公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選挙人名簿登録申請書がある場合において、公職選挙法施行令第二十三条の三第一項に規定する在外選挙人名簿登録申請者で同条第二項に規定する住所要件期間が三箇月以上であるものは、平成十九年六月三十日までの間、新在外選挙執行規則別記第四号様式にかかわらず、当該在外選挙人名簿登録申請書を使用することができる。

附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前日までに第二条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第六号様式の規定によって調製された在外選挙人証を交付された選挙人は、新在外選挙執行規則別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することができます。

附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際、第二条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二にかかわらず、当該請求書を使用することを妨げない。

附 則(平成二〇〇一年一〇月三日総務省令)
この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の

二十三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうち（いずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査については、なお従前の例による。）

3 第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用し、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年五月三一日総務省令
第四一号）

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九十四号）の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいふ。）が施行日前である選挙人名簿の総覧については、なお従前の例による。

4 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十三年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則別記第十一号様式の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示されは告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則別記第四号様式の二の規定により作成された在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書及び別記第六号様式の規定により調製した在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則別記第四号様式の二及び別記第六号様式の規定にかかるわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附 則（令和元年五月三一日総務省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月三一日総務省令第一三三号）抄

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の一、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

**附 則（令和五年二月一〇日総務省令第
六号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

（適用区分等）

第二条 第三条の規定による改正後の在外選挙執行規則（以下「新在外選挙執行規則」という。）別記第十五号様式の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される審査（第四項において「施行日以後の初回の審査」という。）の期日の告示の日（以下この項及び次項において「告示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選舉について適用し、告示日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選舉については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかるらず、施行日以後告示の前日までの間にその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日以後告示の前日までの間にその期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙においては、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書による請求を妨げない。

4 施行日以後の初回の審査の期日の告示の際、第三条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二の規定にかかるらず、当該請求書による請求を妨げない。この場合において、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の十一第一項の規定により審査の投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとするときは、その旨を当該請求書に記載しなければならない。

**附 則（令和五年三月二十四日総務省令第
一九号）**

（施行期日）

1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

（経過措置）

正前の在外選挙執行規則別記第五号様式の二の

別記 第一号様式（在外選挙人名簿等の様式）（第一條）

関係

第一号様式（在外選挙人名簿等の様式）（第一條）			
規定により作成された申出書及び別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書並びに領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第十号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第			
五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続により作成された在外投票人証再交付申請書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかるらず、これら	の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第	五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに	の規定による改正前の日本国憲法の改正手続により作成された在外投票人証再交付申請書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかるらず、これら
の申出書等を使用することを妨げない。	の申出書等を使用することを妨げない。	の申出書等を使用することを妨げない。	の申出書等を使用することを妨げない。

- 「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄は、当該選挙人が最終在籍地において登録されたもの又は登録されたものと同一の外選挙人であることを示す。この欄に「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄に記載されたものと同一の外選挙人であることを示す「本籍」欄に「○」印を記入する場合は、交付年月日又は提出年又は申出年を自由に記入する。交付年月日又は提出年又は申出年を記入しない場合は、(1)の番号及び年月日及び(2)の番号及び年月日を記入する。また、(3)の番号及び年月日を記入する場合は、その番号及び年月日及び(4)の番号及び年月日を記入する。
- 「請求」欄は、企画組合会員に届け出る事由に該当する場合は、その番号及びその年月日を記入する。
- 「在外選挙人登録」欄は、在外選挙人登録の登録により在外選挙人登録を行った者であることを示す。この欄に「在外選挙人登録」欄に「○」印を記入する場合は、交付年月日又は提出年又は申出年を自由に記入する。交付年月日又は提出年又は申出年を記入しない場合は、(1)の番号及び年月日及び(2)の番号及び年月日を記入する。
- 「本籍」欄は、現在の本籍地を示した場合に、輸送後本籍を記載しない場合は、(3)の番号及び年月日及び(4)の番号及び年月日を記入する。
- 「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄に「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄に記載された在外選挙人登録を行った場合に、在外選挙人登録の登録により在外選挙人登録を行った者であることを示す「本籍」欄に「○」印を記入する場合は、交付年月日又は提出年又は申出年を記入しない。
- 「本籍」欄は、現在の本籍地を示した場合に、輸送後本籍を記載しない場合は、(3)の番号及び年月日及び(4)の番号及び年月日を記入する。
- 「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄に「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄に記載された在外選挙人登録を行った場合に、在外選挙人登録の登録により在外選挙人登録を行った者であることを示す「本籍」欄に「○」印を記入する場合は、交付年月日又は提出年又は申出年を記入しない。
- 「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄に「最終在籍又は申請の時に於ける本籍」欄に記載された在外選挙人登録を行った場合に、在外選挙人登録の登録により在外選挙人登録を行った者であることを示す「本籍」欄に「○」印を記入する場合は、交付年月日又は提出年又は申出年を記入しない。

その三

検査官監査事務係係長に関する申出書

年 月 日

河合(公) (印) 検査官監査事務係係長

申出者: 長、名 (印)

(電話番号)

開票事務を申出者又は監査官以外の者に執行されるべきものからため、法第30条の12に

おいて準用する法第26条の2の規定の規定に基づき、監査官を執行する者として、下記の

おに申します。

氏名	住所

その四

申送法人に関する申出書

年 月 日

河合(公) (印) 検査官監査事務係係長

申出者: 長、名 (印)

(電話番号)

監査事務を下記の法人に執行される必要があるため、法第30条の12において準用する

法第26条の2の規定に基づき、下記のとおり申します。

1. 依頼の内容	
2. 依頼の実行者の姓名	
3. 依頼の実行の場所の住所	
4. 依頼人に関する事項を教えて頂く旨の理由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5. 申送法人監査事務係係長の範囲	
6. 依頼人に対する開票事務の実行の方法	(各個別で順序の時間、方法毎に述べて具体的に記載すること。)
7. 監査官に関する事項	(法第30条の12において適用する法第26条の2の適用により、開票事務を執行する者として、申送法人監査事務係係長が監査官である場合に、監査官の職務及び権限を記載すること。) (法第30条の12において適用する法第26条の2の適用により、開票事務を執行する者として、申送法人監査事務係係長が監査官である場合に、監査官の職務及び権限を記載すること。)

第二号様式の三（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の提出書等の様式）（第二条の二関係）

在外選挙人名簿抄本閲覧申込書（調査研究）

年 月 日

河合(公) (印) 検査官監査事務係係長

申出者: 長、名 (印)

(電話番号)

1. 依頼の内容	政治又は選挙に関する調査研究をするため、在外選挙人名簿の抄本の閲覧
2. 依頼事務の実行の場所	(できる限り具体的に記載すること。)
3. 依頼者の姓名	(申送者の長又は地方公共機関の職員である場合に、申送者の職務及び権限を記載すること。)
4. 依頼事務の実行の方法	(各個別で順序の時間、方法毎に述べて具体的に記載すること。)
5. 依頼事務の範囲	
6. 依頼事務の実行の範囲	(中の者の間で日本国外に居住する在外選挙人の場合は日本国外に居住する在外選挙人の職務及び権限を記載すること。)
7. 調査研究の成績の提出	(公表の範囲、方法等について具体的に記載すること。)

8. 監査官に対する請求事項	(監査官が申送者は監査官であることを確認する場合に、その権限を記載すること。) (申送者が監査官又は地方公共機関の職員である場合に日本国外で開票する場合に、申送者が監査官又は地方公共機関の職員であることを、申送者が監査官の場合は監査官の職務及び権限を記載すること。)
9. 依頼人監査事務係係長の範囲	(申送者が監査官である場合に記載すること。)
10. 依頼人監査事務係係長の住所	(申送者が監査官である場合に記載すること。) (法第30条の12において適用する法第26条の2の適用により、開票事務を執行する者として、申送法人監査事務係係長の住所を記載すること。)

備考

1 この欄には、法第30条の12において適用する法第26条の2の第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧をする申出

書等の提出する調査研究をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧をする申出

書等の提出する調査研究をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧をする申出

(株)第五号様式の二（申出書の様式）（第四条の二関係）

第五号様式の二（申出書の様式）（第四条の二関係）	
年　月　日	
在外選挙人名簿登録申請者氏名 <input type="text"/>	
私は、公職選舉施行令第25条の第1項及び公職選舉施行規則第4条の規定に基づき、次の公職選舉等を通じて、投票権を有し、又は有する、ことの公職選舉の選舉権者として、本選舉に於ける公職選舉の選舉権者としての選舉権を有する旨を明確にする書類(以下「申出書」といいます)。	
固有実施者の氏名 <input type="text"/>	
注　意	
1. 「選別委員等」に該当する者は、登録申請者による登録の「氏名」欄又は「同姓別」欄に記載されている者です。	
2. 登録申請者の署名欄は、必ず登録申請者が自分で書いてください。	

(株)第五号様式の三（申出書の様式）（第七条の三関係）

第五号様式の三（申出書の様式）（第七条の三関係）	
年　月　日	
在外選挙人名簿登録申請者氏名 <input type="text"/>	
私は、公職選舉施行令第25条の第1項及び公職選舉施行規則第4条の規定に基づき、次の公職選舉等を通じて、投票権を有し、又は有する、ことの公職選舉の選舉権者として、本選舉に於ける公職選舉の選舉権者としての選舉権を有する旨を明確にする書類(以下「申出書」といいます)。	
申請に付いている者の氏名 <input type="text"/>	
注　意	
登録申請者の署名欄は、必ず登録申請者が自分で書いてください。	

(株)第六号様式（在外選挙人証の様式）（第八条関係）

第六号様式（在外選挙人証の様式）（第八条関係）	
年　月　日	
在外選挙人名簿登録申請者氏名 <input type="text"/>	
(氏名)外選(署名)（印）	
(公職選舉の実施地)(区)(町)(村)	
郵便番号	
在　　籍	
在籍地の住所 (在選登の登録者)	
上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを認明する。 前(公職選舉の実施地)(区)(町)(村)	
登録申請者氏名 <input type="text"/>	
注　意	
この在外選挙人は、投票する権利には必ず必要となります。本選は決してください。 2 この在外選挙人登録申請者は、被選挙権者としてこの在外選挙人登録を手にして投票用紙等の持物としてください。被選挙権者となる選挙権者は、投票用紙等を購入するときにこの在外選挙人登録申請者と連絡を取る形で投票用紙を購入する。	
3 公職選挙権者は、「在選登の登録地」欄に記載された場合は、年　月　日（在選登の登録地）にて投票用紙を購入する。この場合、投票用紙を購入する場合は、(在選登の登録地)の登録者にて投票用紙を購入する。	
4 在選登場所で投票用紙の領取地が変更された場合は、この在外選挙人登録とともに在選登場所が変更された場合の登録地にて投票用紙を購入する。	
この在外選挙人登録を次次と継続した場合は、住所を登録する在外公使館等にて改めて登録する。	
5 一度登録した場合は、在外公使館等に在外公使館等をもつて登録を終えた年月日として上記の登録地にて投票用紙を購入する。この場合、在外選挙人登録を抹消することをなっており、再登録の場合は、在外選挙人登録の登録地にて投票用紙を購入する。	
この場合、「在選登の登録地」欄に記載されたから登録した場合は、(在選登の登録地)にて投票用紙を購入する。	
6 在選登の登録地が(区)(町)(村)（印） （公職選舉の実施地)(区)(町)(村) (公職選挙の実施地)(区)(町)(村)（印）	

第六号様式（在外選挙人証の様式）（第八条関係）	
年　月　日	
在外選挙人名簿登録申請者氏名 <input type="text"/>	
(氏名)外選(署名)（印）	
(公職選舉の実施地)(区)(町)(村)	
郵便番号	
在　　籍	
在籍地の住所 (在選登の登録者)	
上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを認明する。 前(公職選舉の実施地)(区)(町)(村)	
登録申請者氏名 <input type="text"/>	

第十一号様式（在外選挙人証交付記録簿の様式）
（第十五条関係）

在外選挙人本籍地 住所等	フリガナ(ヨリカタ)	登録年月日 西暦	登録区分	登録料
			1. 在外居住地	
			2. 在外登録地	
			3. 在外選挙地	
			4. 在外投票地	

備考
1. 登録は、在外選挙人本籍に登録されている者についてのみ記載し、登録料はかかる。
郵便について記載してならない。
2. 「登録」欄及び「登録区分」欄は、選管する事務局ごとに記入せらるべ。
3. 「登録区分」欄に記載する場合は、登録区分記入欄に記入せらるべ。
4. 「登録区分」欄に記載しない場合は、この書き方。

調査年月日
在外選挙人証交付記録簿
調査官

備考
1. 調査の登録には、次のとおり記載しておけばならない。ただし、カード式の場合は
いふ場合は、この書き方。
2. この在外選挙人証交付記録簿は、毎月 月末において在外選挙人選管
交換用紙にて提出しようつてある。

調査官 在何日本大使(在何日本総領事) 氏名 職名

第十一号様式の二（在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式）
（第十五条の二関係）

第十一号様式の二(在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式)(第十五条の二関係)
在外選挙人証交付記録簿閲覧申出書

年 月 日

在何日本国大使(在何日本総領事)にて
申出者 氏名
氏名(電話番号)

下記のとおり、記載する者が在外選挙人本籍に登録された者であるかの確認を 下さい。
1. 在外選挙人の本籍 住所等
2. 登録者の氏名 登録年月日
3. 閲覧料請求者 (閲覧料請求者の氏名を記載すること。)
4. 印

備考
この場合は、後記の各の印鑑の規定により、選管入り、押定の者から在外選挙人選
管に交付された者であるかの確認をするために在外選挙人証交付記録簿の閲覧
の申出する申出書の様式である。

第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）
（第十六条関係）

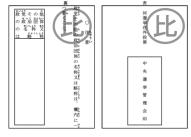


第十二号様式(在外投票用投票用紙の様式)(第十六条関係)

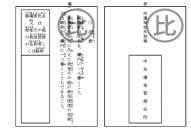


第十二号様式(在外投票用投票用紙の様式)(第十六条関係)

第十二号様式(令第六十一条の二第一項の規定による在外投票用封筒の様式)(第十七条関係)



第十三号様式(令第六十五条の三第一項の規定による在外投票用封筒の様式)(第十七条関係)



第十三号様式(令第六十五条の三第一項の規定による在外投票用封筒の様式)(第十七条関係)

この様式は、都道府県小選挙区選出議員又は都道府県選舉區選出議員の選舉の投票用封筒として使用されるものである。

封筒の表紙に記載する事項は、次のとおりである。

(1) 領収印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(2) 郵便局の名前

(3) 投票用封筒の宛ての名前(郵便局の名前)

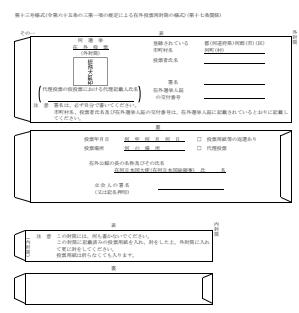
(4) 投票用封筒の内封筒の宛ての名前(郵便局の名前)

(5) 領收印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(6) 郵便局の名前

(7) 領收印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(8) 郵便局の名前



この様式は、都道府県小選挙区選出議員又は都道府県選舉區選出議員の選舉の投票用封筒として使用されるものである。

封筒の表紙に記載する事項は、次のとおりである。

(1) 領収印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(2) 郵便局の名前

(3) 投票用封筒の宛ての名前(郵便局の名前)

(4) 領収印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(5) 郵便局の名前

(6) 領収印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(7) 郵便局の名前

第十三号様式(令第六十五条の三第一項の規定による在外投票用封筒の様式)(第十七条関係)

この様式は、都道府県小選挙区選出議員又は都道府県選舉區選出議員の選舉の投票用封筒として使用されるものである。

封筒の表紙に記載する事項は、次のとおりである。

(1) 領収印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(2) 郵便局の名前

(3) 投票用封筒の宛ての名前(郵便局の名前)

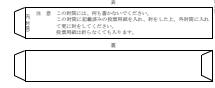
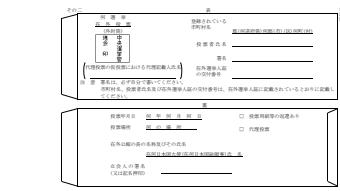
(4) 領収印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(5) 郵便局の名前

(6) 領収印(郵便局の領收印又は郵便局の領收印の代用印)

(7) 郵便局の名前

第十四号様式（令第六十五条の十一第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第十七条関係）



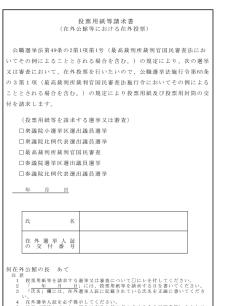
備考
1. この様式は、郵便局等に提出する投票用紙の封筒の様式を規定するものである。
2. 全体は墨書きで記入する。手書きで記入する場合は、筆記用具の性質上、墨色が黒いもので記入する。
3. 住所は、郵便局等に提出する投票用紙の封筒の裏面の「外投票用紙」欄に記入する。
4. 航空便の場合は、郵便局等に提出する投票用紙の封筒の裏面の「外投票用紙」欄に記入する。
5. 本件に付する「投票用紙の提出日」欄は、提出する投票用紙の提出日を記入する。
6. 本件に付する「投票用紙の提出場所」欄は、提出する投票用紙の提出場所を記入する。
7. 本件に付する「投票用紙の提出者」欄は、提出する投票用紙の提出者の氏名を記入する。
8. 本件に付する「外投票用紙」欄は、提出する投票用紙の提出者の氏名を記入する。

第十五号様式（令第六十五条の十一第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第十七条関係）



備考
1. この様式は、郵便局等に提出する投票用紙の封筒の様式を規定するものである。
2. 全体は墨書きで記入する。手書きで記入する場合は、筆記用具の性質上、墨色が黒いもので記入する。
3. 住所は、郵便局等に提出する投票用紙の封筒の裏面の「外投票用紙」欄に記入する。
4. 本件に付する「投票用紙の提出日」欄は、提出する投票用紙の提出日を記入する。
5. 本件に付する「投票用紙の提出場所」欄は、提出する投票用紙の提出場所を記入する。
6. 本件に付する「投票用紙の提出者」欄は、提出する投票用紙の提出者の氏名を記入する。
7. 本件に付する「外投票用紙」欄は、提出する投票用紙の提出者の氏名を記入する。

第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）



備考
1. この様式は、郵便局等に提出する投票用紙の封筒の様式を規定するものである。
2. 全体は墨書きで記入する。手書きで記入する場合は、筆記用具の性質上、墨色が黒いもので記入する。
3. 住所は、郵便局等に提出する投票用紙の封筒の裏面の「外投票用紙」欄に記入する。
4. 本件に付する「投票用紙の提出日」欄は、提出する投票用紙の提出日を記入する。
5. 本件に付する「投票用紙の提出場所」欄は、提出する投票用紙の提出場所を記入する。
6. 本件に付する「投票用紙の提出者」欄は、提出する投票用紙の提出者の氏名を記入する。
7. 本件に付する「外投票用紙」欄は、提出する投票用紙の提出者の氏名を記入する。

